

ガソリン単価契約の変更契約協議方法

長野県地方税滞納整理機構

物品調達標準契約書第8条第1項に規定する「経済状況の激変により契約内容が著しく不適当となったときの契約内容の変更」の方法は次のとおりとする。

変更協議時において

$|F_3 - F_2| \geq 3$ の場合は、次の式のとおり単価を変更する。

変更契約単価 = $A \times \text{消費税率}$

注1

$A : F_3 \times \frac{P}{F_1}$ とする。(ただし、 $\frac{P}{F_1} \geq 1$ の場合は、 $A = F_3$ とする。)

F : 一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが実施する石油製品価格調査(給油所小売価格調査)(週次調査)の長野県価格(以下「石油情報センター長野県価格」という。)

F₁ : 公募型見積合わせ時点の月の第3週の石油情報センター長野県価格

F₂ : 前回変更協議時点の石油情報センター長野県価格

ただし、初回協議時はF₁と同じ価格 ($F_2 = F_1$)

F₃ : 変更協議時点の石油情報センター長野県価格

P : 見積額

(A、F (F₁ F₂ F₃))、Pは全て消費税抜きとし、端数がある場合は、10銭未満切捨てとする。)

注2

変更協議の時点は、毎月第3週の石油情報センター長野県価格の公表日とする。

ただし、その日から起算して、月末までの日数が5日間(長野県の休日定める条例(平成元年長野県規則第5号)第1条に規定する県の休日を除く)ない場合は、第2週の石油情報センター長野県価格の公表日とする。

注3

変更契約の必要が生じた場合は、長野県地方税滞納整理機構は、変更内容を受注者に通知し、翌月の1日付けの変更契約を締結する。同月中は再度の変更契約は行わない。

注4

受注者において上記注3の通知内容による契約変更に応じることができない特別の事情がある場合は、根拠となる資料を添付して長野県地方税滞納整理機構に書面で申し出ることができる。この場合は、両者協議の上、変更内容を決定する。